

被災者支援制度ガイドブック

(令和元年台風第19号等災害)

小野町

(第3版 令和2年4月1日現在)

(住民向け)

- り災（被災）証明に関すること 1
- 住まいに関すること 1
- 生活資金に関すること 2～5
- 税金に関すること 5～8
- 減免・免除に関すること 9～13
- 要件緩和に関すること 14

(事業者向け)

- 商工関係 15～16
- 農林水産業関係 16

(共通)

- 各種相談 17～21
- その他 22

◎お問い合わせ先一覧

- [福島県] 23**

(住民向け)

●り災証明に関すること

制度の名称	り災証明書の交付
支援の種類	証明書
概要	<ul style="list-style-type: none">●保険の請求や、各種被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものであり、市町村が住家等の被害の状況を調査し、被災者へ交付する「災害による被害の程度を証明する証明書」です。●り災証明書により証明される被害程度としては、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊（準半壊）」「一部損壊（10%未満）」があり、現地調査の結果を踏まえ、基準に基づきそれらの判定が行われます。
お問い合わせ	・小野町役場 町民生活課 電話：0247-72-6933

●被災証明に関すること

制度の名称	被災証明書の交付
支援の種類	証明書
概要	<ul style="list-style-type: none">●保険の請求や、各種被災者支援制度の適用を受ける際に必要とされるものであり、市町村が住家以外（家財等）の被害状況を写真等で調査し、「災害による被災を証明する証明書」です。●り災被災証明書とは異なり、被災証明書では被害程度についての判定は行わないため、現地調査は行いません。
お問い合わせ	・小野町役場 町民生活課 電話：0247-72-6933

●住まいに関すること

制度の名称	住宅の応急修理（災害救助法）
支援の種類	現物支給
制度の内容	<ul style="list-style-type: none">●災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理します。●応急修理は市町村へ申込を行い、市町村が業者に依頼して実施します。●修理限度額 大規模半壊、半壊：1世帯あたり59万5千円 一部損壊（10%以上20%未満）30万円。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none">●災害救助法が適用された市町村において、以下の要件を満たす方が対象です。<ol style="list-style-type: none">①災害により住宅が一部損壊（損害割合が10%以上に限る）又は半壊、大規模半壊した方（全壊でも対象となる場合があります）②応急仮設住宅（いわゆる借上住宅を含む）等に入居しない方（応急修理を受けた方は応急仮設住宅に入居できません。）③自ら修理する資力のない世帯（※大規模半壊以上の世帯については資力を問いません）。
お問い合わせ	・小野町役場 町民生活課 電話：0247-72-6933

●生活資金に関すること

制度の名称	被災者生活再建支援制度																			
支援の種類	給付																			
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th>全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算支援金について、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●支援金の使途は制限されません。詳しくは内閣府の防災情報のページ http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html 「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。 		住宅の被害程度		全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法			建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																			
	全壊、やむを得ず解体、長期避難世帯	大規模半壊																		
支給額	100万円	50万円																		
	住宅の再建方法																			
	建設・購入	補修	賃借(公営住宅を除く)																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅が自然災害により全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※)下記の世帯を含みます。 <ul style="list-style-type: none"> ■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ■自然災害による危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯) ●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。 ※県内の全市町村対象。 																			
お問い合わせ	・小野町役場 町民生活課 電話：0247-72-6933																			

制度の名称	小野町災害見舞金										
支援の種類	給付										
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●本町の区域内において発生した自然災害によって住み慣れた住家に被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を給付します。 ●給付額は、住家の認定被害調査に基づき、以下のように分類されています。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>住家罹災程度</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊又は半壊</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊(準半壊(損害割合10%以上))又は準半壊に至らない床上浸水</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>一部損壊(損害割合10%未満。準半壊に至らない床上浸水を除く。)</td> <td>1万円</td> </tr> </tbody> </table>	住家罹災程度	支給額	全壊	10万円	大規模半壊又は半壊	5万円	一部損壊(準半壊(損害割合10%以上))又は準半壊に至らない床上浸水	3万円	一部損壊(損害割合10%未満。準半壊に至らない床上浸水を除く。)	1万円
住家罹災程度	支給額										
全壊	10万円										
大規模半壊又は半壊	5万円										
一部損壊(準半壊(損害割合10%以上))又は準半壊に至らない床上浸水	3万円										
一部損壊(損害割合10%未満。準半壊に至らない床上浸水を除く。)	1万円										
活用できる方	●自然災害により住家に被害があった被災者又はその遺族(自然災害により被害を受けた日に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき本町の住民基本台帳に登録されている者)										
お問い合わせ	・小野町役場 町民生活課 電話：0247-72-6933										

制度の名称	母子父子寡婦福祉資金
支援の種類	貸付（融資）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●母子父子寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 父子家庭の父（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方） 2. 母子・父子福祉団体（法人） 3. 父母のいない児童（20歳未満） ●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。） <ol style="list-style-type: none"> 1. 寡婦（かつて母子家庭の母であった方） 2. 40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・県中保健福祉事務所 田村福祉相談コーナー 電話：0247-62-2654 ・小野町役場 子育て支援課 電話：0247-72-2212

制度の名称	生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金貸付）※特例措置あり				
支援の種類	貸付（融資）				
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行う。 ※貸付開始は令和元年11月11日（月）となります。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>原則10万円,特例措置20万円以内※</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>無利子</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※次に掲げる特に必要と認められる場合には,20万円以内とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。 (2) 世帯員に要介護者がいるとき。 (3) 世帯員が4人以上いるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか,重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に県社会福祉協議会会長が認めるとき。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、福島県社会福祉協議会または小野町社会福祉協議会にご相談ください。 	貸付限度額	原則10万円,特例措置20万円以内※	貸付利率	無利子
貸付限度額	原則10万円,特例措置20万円以内※				
貸付利率	無利子				
活用できる方	令和元年台風第19号により当座の生活費を必要とする世帯。（低所得世帯に限らない。）				
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県社会福祉協議会 電話：024-523-1250 ・小野町社会福祉協議会 電話：0247-72-6866 ・民生委員・児童委員 				

制度の名称	生活保護
支援の種類	給付, 現物給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に現に困窮している方に、健康で文化的な最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。 ●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。 ●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。 ●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・小野町役場 健康福祉課 電話：0247-72-6934 ・福島県県中保健福祉事務所 生活保護課 電話：0248-75-7813

制度の名称	一時生活支援事業
支援の種類	衣食住の提供
制度の内容	●生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、住居のない生活困窮者が自立した生活が営めることができるよう、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の日常生活に必要な支援を提供します。
活用できる方	●須賀川市及び46町村で生活に困窮している方
お問い合わせ	・福島県社会福祉協議会 生活自立サポートセンター-県中・県南事務所 電話：0248-94-7800

制度の名称	雇用保険の失業等給付
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等や生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。 ●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。(※1・2)
被災者支援を 活用できる方	<p>(※1)災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。</p> <p>(※2)激甚災害法第25条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受けやむを得ず休業することになったため、本人も休業を余儀なくされた方が対象です。</p>
お問い合わせ	・お近くのハローワーク（公共職業安定所）

制度の名称	国の教育ローン						
支援の種類	貸付（融資）						
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>学生・生徒1人あたり350万円以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>学校納付金，受験にかかった費用，教科書代，定期代，下宿代等</td> </tr> <tr> <td>保証人等</td> <td>（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要</td> </tr> </table>	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内	対象経費	学校納付金，受験にかかった費用，教科書代，定期代，下宿代等	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内					
対象経費	学校納付金，受験にかかった費用，教科書代，定期代，下宿代等						
保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要						
	※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。						
活用できる方	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり						
お問い合わせ	・株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656						

●税金に関すること

制度の名称	町税等の減免措置等																										
支援の種類	税の減免、納税の猶予、申告・納付などの期限の延長																										
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●税の減免 災害により被災された方は、被害の状況に応じて町税等（町県民税、固定資産税、国民健康保険税）の減免を受けることができます。 <p>I 減免する税目と減免割合</p> <p>1. 個人の町県民税</p> <p>災害の発生した日以後に納期限の到来する税額について下記の状況により減免を受けることができます。</p> <p>【納税義務者の状況による減免】</p> <p>(1) 死亡した方は、全部を減免します。</p> <p>(2) 生活保護を受けることとなった方は、全部を減免します。</p> <p>(3) 障害者となった方は、10分の9を減免します。</p> <p>【住宅・家財（同一生計配偶者、扶養親族の所有物を含む）の被害状況による減免】</p> <p>住宅又は家財の損害額が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上のもので、所得が1,000万円以下の方に対し以下の割合で減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>損害の程度 3/10以上5/10未満</th> <th>損害の程度 5/10以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>1/2</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>1/4</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>1/8</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>【農作物の被害による減免】</p> <p>農作物の損害額が、平年における当該農作物による収入の10分の3以上のもので、所得が1,000万円以下の方（農業所得以外の所得が400万円を超える者は除く）。農業所得に係る所得割に対し以下の割合で減免します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>550万円以下</td> <td>6/10</td> </tr> <tr> <td>750万円以下</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>750万円超</td> <td>2/10</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額	減免の割合		損害の程度 3/10以上5/10未満	損害の程度 5/10以上	500万円以下	1/2	全部	750万円以下	1/4	1/2	750万円超	1/8	1/4	合計所得金額	減免の割合	300万円以下	全部	400万円以下	8/10	550万円以下	6/10	750万円以下	4/10	750万円超	2/10
	合計所得金額		減免の割合																								
損害の程度 3/10以上5/10未満		損害の程度 5/10以上																									
500万円以下	1/2	全部																									
750万円以下	1/4	1/2																									
750万円超	1/8	1/4																									
合計所得金額	減免の割合																										
300万円以下	全部																										
400万円以下	8/10																										
550万円以下	6/10																										
750万円以下	4/10																										
750万円超	2/10																										

2. 固定資産税

被害を受けた固定資産の災害発生日以後に納期限の到来する税額について、下記の損害の程度に応じた割合で、減免を受けることができます。

【家屋の被害状況による減免】

損害の程度	減免の割合
全壊・流出・埋没等	全部
損害が6/10以上	8/10
” 4/10以上6/10未満	6/10
” 2/10以上4/10未満	4/10

【土地の被害状況による減免】

損害の程度	減免の割合
被害面積が8/10以上	全部
” 6/10以上8/10未満	8/10
” 4/10以上6/10未満	6/10
” 2/10以上4/10未満	4/10

※償却資産については、家屋に準じて減免します。

3. 国民健康保険税

災害救助法が適用された日以後に納期限が到来する税額について、下記の状況により減免を受けることができます。

- (1) 主たる生計維持者（以下「生計維持者」という。）が死亡した世帯は、全部を免除します。
- (2) 生計維持者が行方不明となった世帯は、全部を免除します。
- (3) 生計維持者の事業収入や給与収入等の減額が見込まれる世帯は、対象保険税額に対する前年合計所得金額に応じた減免割合で減免します。ただし、次の要件を全て満たすことが条件です。

ア. 事業収入の減少額（保険金等収入を控除）が前年の3/10以上

イ. 前年の地方税法に規定する合計所得金額が1,000万円以下

ウ. 減少すると見込まれる事業収入以外の前年所得が400万円以下

合計所得金額等	減免の割合
事業廃止又は失業の場合	全部
300万円以下	全部
400万円以下	8/10
550万円以下	6/10
750万円以下	4/10
1,000万円以下	2/10

- (4) 生計維持者の住宅に損害を受けた世帯は、以下の割合で減免します。

損害の程度	減免の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	1/2
床上浸水	1/2を超えない範囲で決定する額

- (5) 生計維持者以外が行方不明となった世帯は、被保険者全員の保険税と行方不明者を除く保険税の差額を減免します。

II 必要書類

下記の減免申請書に、減免を受けようとする事由となるべき事実を証明する書類（り災証明書等）を添付してください。

- ①町民税減免申請書、②固定資産税減免申請書、③国民健康保険税減免申請書

	<p>Ⅲ 提出先 小野町役場窓口 ※郵送による提出も可能です。</p> <p>Ⅳ 提出期限 【町県民税及び固定資産税】 被害を受けた日の翌日から起算して60日を経過する日まで 【国民健康保険税】 納期前7日まで ※各税目ともやむを得ない事情がある場合は、提出期限後も受付いたします。</p> <p>●納税の猶予 災害などにより被害を受け、一時的に町税等を納税することが困難な場合は、申請により納税の猶予を受けることができます。</p> <p>●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない方は、申請により申告期限又は納期限の延長が認められる場合があります。</p>
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	・小野町役場 税務課 電話：0247-72-6932

制度の名称	県税の減免措置等
支援の種類	減免・納税の猶予・申告・納付などの期限の延長
制度の内容	<p>●税の減免 災害により被害を受けられた場合、被災納税者の県税（自動車税（種別割及び環境性能割）、不動産取得税、個人事業税など）について、減免を受けられる場合があります。</p> <p>●納税の猶予 災害により被害を受け、一時的に納付することが困難な場合は、申請により被災納税者の県税について、納税の猶予を受けることができます。</p> <p>●申告・納付などの期限の延長 災害などの理由により申告・納付などをその期限までにできない場合、申請により申告期限又は納期限が延長されます。なお、本県では令和元年10月12日以降に到来する県税の申告・納付などの期限について、当面の間として、県内全域を指定して延長しました。※一部税目を除き、別途指定する日まで延長することとなります。</p>
活用できる方	●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。
お問い合わせ	<p>・県中地方振興局県税部 電話：024-935-1235</p> <p>・福島県総務部税務課 電話：024-521-7069</p>

制度の名称	国税の減免措置等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合があります。 ●納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。 ●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合（損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象）、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。 ●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。 ●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。 ●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。 ●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。 ●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。
お問い合わせ	・郡山税務署 電話：024-932-2041

●減免・免除に関すること

制度の名称	児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）に係る入所者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●児童養護施設、乳児院、障害児入所施設等の児童福祉施設（保育所・母子生活支援施設を除く）の入所者負担額の減免が講じられることがあります。
お問い合わせ	・福島県中保健福祉事務所 保健福祉課 電話：0248-75-7809

制度の名称	社会福祉施設入所・通所に係る利用者負担額の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホーム等の社会福祉施設の利用者負担額の減免が講じられる場合があります。
お問い合わせ	・障害者支援施設、介護保険施設、養護老人ホームについては小野町役場健康福祉課（72-6934）へ、軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）については、各施設へお問い合わせください。

制度の名称	障害福祉サービス、補装具費及び地域生活支援事業の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス（介護給付費、訓練給付費）、補装具費等に要する費用の利用者負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	・小野町役場 健康福祉課 電話：0247-72-6934

制度の名称	障がい者の自立支援医療費の利用者負担額の減免措置等
支援の種類	減免・支払猶予
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、自立支援医療費（育成医療・更生医療）の負担額の猶予・減免措置が講じられることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	・小野町役場 健康福祉課 電話：0247-72-6934

制度の名称	医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担等の減免措置等							
支援の種類	減免・支払猶予							
制度の内容	<p>●医療保険、介護保険の保険料(税)・窓口負担等について、減免措置等が講じられます。</p> <table border="1"> <tr> <td>国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予</td> <td>国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>健康保険等の窓口負担の減免</td> <td>健康保険等の窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td>介護保険料及び利用料の減免・支払猶予</td> <td>介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> </table>		国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。	健康保険等の窓口負担の減免	健康保険等の窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。	介護保険料及び利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。
国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)及び窓口負担の減免・支払猶予	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料(税)について減免・支払猶予措置や窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。							
健康保険等の窓口負担の減免	健康保険等の窓口負担について減免措置が講じられる場合があります。							
介護保険料及び利用料の減免・支払猶予	介護保険料について減免・支払猶予措置や、利用料について減免措置が講じられる場合があります。							
活用できる方	<p>●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料(税)・窓口負担等の支払いが困難と認められる方</p> <p>●保険者によって取扱いが異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や小野町役場にご確認ください。</p>							
お問い合わせ	<p>・国民健康保険、後期高齢者医療制度 小野町役場 町民生活課 電話：0247-72-6933</p> <p>・介護保険 " 健康福祉課 電話：0247-72-6934</p>							

制度の名称	未払賃金立替払制度	
支援の種類	立替(債権者向け)	
制度の内容	<p>企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。</p> <p>●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです(上限有り)。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。</p> <p>●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。</p>	
活用できる方	<p>●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。</p> <p>(1)使用者が、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産(破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合)をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。 イ. 事実上の倒産(中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合)をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行ってください。 <p>(2)労働者が、倒産について裁判所への申立て等(法律上の倒産の場合)又は労働基準監督署への認定申請(事実上の倒産の場合)が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</p>	
お問い合わせ	<p>お近くの労働基準監督署 (所在地案内 https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/nagano/index.html#roudoukyoku) 独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話：044-431-8663(神奈川県)</p>	

制度の名称	保育所等の保育料の減免
支援の種類	減免
制度の内容	●保育所等の保育料の減免が受けられることがあります。
活用できる方	●災害による被害を受け、保育料を負担することが困難であると認められる保護者
お問い合わせ	・小野町役場子育て支援課 電話：0247-72-2212

制度の名称	幼稚園への就園奨励事業
支援の種類	減免
制度の内容	●保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。
活用できる方	●幼稚園に通う園児の保護者
お問い合わせ	・小野町役場子育て支援課 電話：0247-72-2212

制度の名称	県立高等学校授業料等減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●保護者が災害により損害を受けた生徒を対象に、授業料の減免、入学料及び入学審査料の免除をします。
活用できる方	●災害その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認められる方が対象です。
お問い合わせ	・福島県教育庁財務課 電話：024-521-7754

制度の名称	特別支援学校等への就学奨励事業
支援の種類	補助
制度の内容	●被災により、就学支援が必要となった児童・生徒の保護者に対し、学用品等を援助します。
活用できる方	●被災により、就学支援が必要となった児童・生徒の保護者
お問い合わせ	・在籍する各学校（事務担当）

制度の名称	私立高等学校等授業料減免措置
支援の種類	減免
支援の内容	●災害等により家計が急変した等の理由により授業料の納付が困難な生徒を対象に、私立高等学校等において授業料の減額、免除を行います。
活用できる方	●各学校において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	・在籍する各学校

制度の名称	県立テクノアカデミー－授業料等減免措置
支援の種類	減免
制度の内容	●学費を負担する方が災害により著しく損害を受けた場合に、授業料の減免、入学検定料及び入学料の免除を行います。
活用できる方	災害により著しく損害を受けた学費負担者が対象です。
お問い合わせ	・福島県産業人材育成課 電話：024-521-7829

制度の名称	大学生等を対象とする奨学金の緊急採用等
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与や減額返還・返還期限の猶予などを行います。 ※具体的な基準や減免額などは、JASSO又は学校にお問い合わせください。
活用できる方	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人日本学生支援機構（JASSO） 電話：03-6743-6011 ・在籍する各学校（奨学金担当窓口）

制度の名称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。 1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間 2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ 3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年 ※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「り災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。 ※（参考）住宅金融支援機構ホームページ http://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> ●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。 1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方 2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方 3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方
お問い合わせ	・独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話：0120-086-353

制度の名称	大学等授業料等減免措置
支援の種類	減免・猶予
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
活用できる方	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
お問い合わせ	・在籍する各学校（授業料担当窓口）

制度の名称	災害復興住宅融資（建設・購入、補修）												
支援の種類	貸付（融資）												
制度の内容 (独立行政法人 住宅金融支援機 構の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方が、住宅を建設・購入・補修をする場合に受けられる融資です。 ●融資金利（令和元年11月1日現在：金利は毎月改定します） <ul style="list-style-type: none"> 【建設・購入の場合】 <table border="1"> <tr> <td>基本融資額</td> <td>年 0.36%</td> </tr> <tr> <td>特例加算額</td> <td>年 1.26%</td> </tr> </table> 【補修の場合】 <table border="1"> <tr> <td>年 0.36%</td> </tr> </table> ●融資限度額 <table border="1"> <tr> <td>建設の場合</td> <td>基本融資額(建設資金)1,680万円+基本融資額(土地取得資金)970万円 +基本融資額(整地資金)450万円+特例加算額(建設資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>購入の場合</td> <td>基本融資額(購入資金)2,650万円+特例加算額(購入資金)520万円</td> </tr> <tr> <td>補修の場合</td> <td>基本融資額(補修資金)740万円+基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円</td> </tr> </table> <p>(注) その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ (http://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html) 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		基本融資額	年 0.36%	特例加算額	年 1.26%	年 0.36%	建設の場合	基本融資額(建設資金)1,680万円+基本融資額(土地取得資金)970万円 +基本融資額(整地資金)450万円+特例加算額(建設資金)520万円	購入の場合	基本融資額(購入資金)2,650万円+特例加算額(購入資金)520万円	補修の場合	基本融資額(補修資金)740万円+基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円
基本融資額	年 0.36%												
特例加算額	年 1.26%												
年 0.36%													
建設の場合	基本融資額(建設資金)1,680万円+基本融資額(土地取得資金)970万円 +基本融資額(整地資金)450万円+特例加算額(建設資金)520万円												
購入の場合	基本融資額(購入資金)2,650万円+特例加算額(購入資金)520万円												
補修の場合	基本融資額(補修資金)740万円+基本融資額(整地資金又は引方移転資金)450万円												
活用できる方	ご自分が居住するため又はり災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」, 「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。 ※補修に限り、「一部損壊」の方も対象になります。												
お問い合わせ	・独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話：0120-086-353												

制度の名称	ハロートレーニング（公的職業訓練）	
支援の種類	給付, サービス	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。 ●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html 	
活用できる方	●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。	
お問い合わせ	・お近くのハローワーク（公共職業安定所）	

●要件緩和に関すること

制度の名称	児童扶養手当等の特別措置
支援の種類	給付
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。 ●住宅や家財等の財産についてその価格の概ね1/2以上の事情の損害を受けた場合、所得制限の適用を除外します（翌年に災害を受けた年の所得を審査し、制限限度額を上回る場合、返還が必要です）。
活用できる方	●各手当受給者世帯
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当については 福島県児童家庭課 電話：024-521-7176 ・その他については 小野町役場 子育て支援課 電話：0247-72-2212

制度の名称	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業に係る補聴器購入等のための要件の緩和
支援の種類	要件緩和
制度の内容	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、補聴器購入等のための要件が緩和されることがあります。
活用できる方	●対象者については、市町村が定めることとなります。
お問い合わせ	・小野町役場 健康福祉課 電話：0247-72-6934

(事業者向け)

●商工関係

制度の名称	福島県中小企業制度資金																				
支援の種類	貸付（融資）																				
概要	<p>○豪雨災害特別資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 県内に事業所を有し、災害救助法適用区域において事業を行っている中小企業者のうち、次に掲げる要件①②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法適用区域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者（市町村の罹災証明が必要となります。） ② 次の要件に全て該当する中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> ア 災害救助法適用区域において1年間以上継続して事業を行っていること。 イ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市町村長の認定が必要となります。） ■ 融資限度 運転資金、設備資金8,000万円（併用時は8,000万円限度） ■ 融資期間 10年以内（うち据置1年以内） ■ 融資利率 固定 年1.5%以内 ■ 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.5%(責任共有制度対象外100%保証) ■ 担保 審査により必要になる場合があります。 ■ 保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要） ■ 取扱期間 令和元年11月1日より令和2年3月31日融資実行分まで <p>○外的変化対応資金（自然災害により影響を受けた中小企業者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 対象者 県内に事業所を有する中小企業者で、自然災害（冷夏、長雨、台風、地震等）の影響により、事業活動に影響を受けている方（売上高等が3%以上減少又は減少する見込み） <p>※ 自然災害以外の要件でご利用いただける場合もありますので、詳しくは下記問い合わせ先にご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 融資限度額 運転資金 5,000万円 設備資金 7,000万円 （併用時は7,000万円限度） ■ 融資期間 10年以内（うち据置3年以内） ■ 融資利率 固定 年2.0%以内 変動 年1.5%以内 ■ 保証料 必ず信用保証協会の保証付きとなります。 年0.35%～1.35%（責任共有制度対象で80%保証） <table border="1" data-bbox="491 1563 1501 1641"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信用保証料率</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.10%</td> <td>0.95%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年0.1%、有担保保証は年0.1%それぞれ割引いた料率が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 保証人 法人 原則として1名以上、個人 必要により（原則第三者保証人は不要） ■ 取扱期間 令和2年3月31日融資実行分まで <p>(注) 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。</p>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%
区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
信用保証料率	1.35%	1.25%	1.10%	0.95%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.35%												
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・【融資の申込】県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金） ・【制度内容の照会】福島県経営金融課 電話：024-521-7288 																				

制度の名称	災害復旧貸付（日本政策金融公庫）	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 	
	○国民生活事業	
	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に1災害あたり3千万円を加えた額
	償還期間	10年以内（うち2年以内の据置可能）
	○中小企業事業	
貸付限度額	別枠で1億5千万円以内	
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）	
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・国民生活事業 日本政策金融公庫 福島支店,郡山支店,会津若松支店,いわき支店 ・中小企業事業 日本政策金融公庫 福島支店 	

制度の名称	災害復旧貸付（商工組合中央金庫）	
支援の種類	貸付（融資）	
制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。 ●商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。詳しくはお問い合わせ先にご確認ください。 	
	貸付限度額	別枠で1億5千万円以内
	償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）
活用できる方	●中小企業・小規模事業者等	
お問い合わせ	・商工組合中央金庫 福島支店,会津若松営業所	

●農林水産業関係

制度の名称	
支援の種類	
制度の内容	<p>福島県が作成した「台風19号等の暴風雨による災害からの農林水産業復旧の手引き」を御参照ください。</p> <p>下記アドレスからもダウンロードできます。</p> <p>http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36005b/tebiki.html</p>
お問い合わせ	

(共通)

●各種相談

相談窓口名	福島県弁護士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●被災者支援のための情報提供、生活再建に関する相談等 なお、法律問題に限らず、今回の災害における困りごとについて相談ください。 ●実施時間：平日14時～16時
お問い合わせ	●電話：024-534-1211、024-925-6511、0246-25-0455 (相談料無料)

相談窓口名	福島県司法書士会、福島県青年司法書士協議会による無料電話相談
相談内容、概要等	●被災者に係る住宅ローン、自動車ローンの借金返済、会社や事業の継続問題等 ●実施時間：平日11時～17時（10月17日～12月20日）
お問い合わせ	●電話：0120-315199（通話料無料，相談料無料）

相談窓口名	福島県行政書士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●被災者に係る各種制度等の案内等 ●実施時間：平日10時～16時
お問い合わせ	●電話：0120-080353（通話料無料，相談料無料）（10月23日～11月15日まで）

相談窓口名	福島県社会保険労務士会による無料電話相談
相談内容、概要等	●被災に伴う休暇の取扱いに関する相談 ●雇用保険（失業給付）の手続き等に関する相談 ●労災保険における給付の手続き等に関する相談 ●健康保険証や年金手帳の再発行等に関する相談 など ●実施時間：平日9時～16時
お問い合わせ	●電話：024-526-2270（相談料無料）

制度の名称	法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）
相談内容、概要等	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問合せを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。 また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。
お問い合わせ	●法テラス・サポートダイヤル（被災者専用フリーダイヤル）電話：0120-078309 ●法テラス各地方事務所 ●法テラスホームページ http://www.houterasu.or.jp ●法テラス携帯サイト https://www.houterasu.or.jp/k/index.html

相談窓口名	人権相談（法務局）	
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。 	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●みんなの人権110番【全国共通人権相談ダイヤルです。】 電話：0570-003-110（全国共通・ナビダイヤル） ●子どもの人権110番【いじめ、虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0120-007-110（全国共通・フリーダイヤル） ●女性の人権ホットライン 【セクシュアル・ハラスメント、DVなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】 電話：0570-070-810（全国共通・ナビダイヤル） ●インターネット人権相談受付窓口 http://www.jinken.go.jp/（パソコン、携帯電話、スマートフォン共通） ●外国語人権相談ダイヤル（Foreign language Human Rights Hotline） 電話：0570-090-911（全国共通・ナビダイヤル） 	

相談窓口名	女性・男性のための相談	
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●家族、夫婦、友人や学校、職場、地域での悩み、女性、男性、LGBTの生きづらさなどの相談対応。また、配偶者、恋人からの暴力（DV）についての相談対応。 ●その他、法律に関わる相談、女性のためのカウンセリングを行う。 	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県男女共生センター相談室 電話：0243-23-8320（一般相談の面接、法律相談、カウンセリングは要予約） （一般相談）火・木～日／9：00～12：00, 13：00～16：00 水／13：00～17：00, 18：00～20：00 ※男性相談員 火／17：00～20：00 （法律相談）第3水曜／13：30～15：30（面接のみ） （カウンセリング）第1金曜／10：00～11：00（面接のみ） 第3金曜／13：30～14：30（ " ） 	

相談窓口名	性暴力等被害救援協力機関“SACRAふくしま”	
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●性暴力の被害者に対し、被害直後から総合的な支援をワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るため、産婦人科医療をはじめ心理的支援や法的支援等のコーディネートを行う。 	
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●SACRAホットライン 電話：024-533-3940（祝日、年末年始を除く） 月・水・金／10：00～20：00 火・木／10：00～16：00 	

相談窓口名	多言語相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害に関する外国人からの相談について、7言語で対応します。 ●実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・実施日時【英語、中国語、日本語】 毎週火曜日～土曜日 9:00～17:15 ※職員の用務により、対応できない場合があります。 【韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語】 木曜日 10:00～14:00 ※第4、5木曜日は事前予約が必要です ・実施場所（来所相談及び電話相談）福島県国際交流協会 （福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館2階） https:// www.worldvillage.org/ ・相談先 TEL: 024-524-1316 FAX: 024-521-8308 ●対応言語 英語、中国語、日本語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語
お問い合わせ	●福島県国際交流協会 電話: 024-524-1315

相談窓口名	子どもに関する相談
相談内容、概要等	●子どもへの心のケアや子どもの養育について、児童相談所で相談を受けます。
お問い合わせ	●児童相談所共通ダイヤル189にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。

相談窓口名	「こころ」の健康相談
相談内容、概要等	●被災したことや避難生活により、眠れないことが続いたり、不安な気持ちになるなど、心の健康面で心配なことがある方は、電話でご相談ください。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●こころの健康に関するご相談 ・福島県精神保健福祉センター 相談受付時間/月～金（祝日を除く）8:30～17:15 電話: 024-535-3556

相談窓口名	消費生活相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活センターの消費生活相談員により、災害発生後における点検商法、便乗商法など消費者トラブルに関する相談を受け付けます。 ●消費者ホットライン（局番なし 188）、又は下記消費生活センターへ電話ください。 ●「188」への電話により、最寄りの消費生活センターに電話がつながります。
お問い合わせ	●福島県消費生活センター（受付時間：月～金曜日 9:00～18:30、第4日曜日9:00～16:30） 電話 024-521-0999

相談窓口名	被災ペット相談
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時被災ペットに関する相談を受け付けています。お困りの方、支援が必要な方はお問い合わせください。 <p>支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災したペットの飼い主等からの相談受付 (2) 避難所における飼養場所設置の支援 (3) 飼い主不明動物の保護及び譲渡 等
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県動物愛護センター（ハピまるふくしま） 電話：024-953-6400 ● " 会津支所 電話：0242-29-5517 ● " 相双支所 電話：0244-26-1351

相談窓口名	事業資金相談ダイヤル
相談内容、概要等	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受け付けています。（受付時間：平日9時から17時まで）
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505 https://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫） ●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。 特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫）https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html

相談窓口名	ふるさと福島就職情報センター
相談内容、概要等	就労相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●福島県が設置した就職相談窓口です。就職相談、職業紹介、企業求人情報・就職に役立つイベント情報の提供など、専任スタッフが個別対応します。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●相談時間／月～土（祝日・年末年始を除く）10：00～19：00 電話：024-525-0047

相談窓口名	中小企業労働相談所
相談内容、概要等	労働関係の相談
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●解雇や労働時間、転勤などの労働条件に関する事、勤労者福祉に関する事、雇用に関する事、職場での人間関係の悩み事など労働問題に関する労使からのご相談をお受けしています。相談は無料で、相談内容等の秘密は厳守されます。
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ●相談時間 平日の9：00～16：00 電話：0120-610-145

制度の名称	商工関係事業所相談
相談内容, 概要等	相談
概要	●被災を受けた県内事業所を対象に、設備資金、運転資金などの資金繰りや経営相談、雇用・就労、被災した設備等に関する相談を受け付けています。
お問い合わせ	●福島県経営金融課 電話：024-521-7288 ●福島県雇用労政課 電話：024-521-7290 ●福島県企業立地課 電話：024-521-8523

相談窓口名	被災者住宅相談窓口（福島県建築指導課）
相談内容, 概要等	●被災された方の住まいに関する無料の電話相談を受け付けております。
お問い合わせ	●相談時間／月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 電話：024-521-7698

●その他

内 容	ボランティアの派遣依頼について
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県災害ボランティアセンター（福島県社会福祉協議会） (https://www.fukushimakenshakyō.or.jp/1000/1102.html) ・最寄りの市町村のボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）

制 度 の 名 称	権利利益に係る満了日の延長措置
支 援 の 種 類	権利利益の延長
制 度 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●「猟銃等の所持の許可の有効期間」「運転免許証の有効期間」ほか82の権利利益について、令和元年10月10日以降に権利利益の存続期間（運転免許証の有効期間等）が満了する場合には、その満了日を令和2年3月31日まで延長します。 ※その他個別の申請に基づき延長となるものもあります。
活 用 で き る 方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お 問 い 合 わ せ	・福島県警察本部 電話：024-522-2151又は最寄りの警察署

制 度 の 名 称	期間内に履行されなかった義務に係る免責措置
支 援 の 種 類	義務の免責
制 度 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●「質屋を廃業したときにおける届出」等について、法令に基づく届出等の義務が本来の期限までに履行されなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものである場合は、令和2年1月31日までに履行すれば、当該義務の不履行について行政上及び刑事上の責任は問われません。
活 用 で き る 方	特定非常災害発生日である令和元年10月10日時点で、本件台風に際し災害救助法が適用された地域に住所を有する方等。
お 問 い 合 わ せ	・福島県警察本部 電話：024-522-2151又は最寄りの警察署

制 度 の 名 称	SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)による被災者支援情報の発信
支 援 の 種 類	サービス
概 要	福島県が提供する各種被災者支援情報を、LINEにより発信します。
お 問 い 合 わ せ	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県災害対策課 電話：024-521-7194 <p>こちらのQRコードからLINEに接続します。→</p> 

◎お問い合わせ先一覧

[福島県]

名称	管轄	電話番号
福島県庁（代表番号）		024-521-1111
地方振興局県税部		
県北地方振興局県税部	県税についてお困りの際は、お近くの地方振興局県税部に ご相談・ご申請をお願いします。	024-521-2680
県中地方振興局県税部		024-935-1235
県南地方振興局県税部		0248-23-1512
会津地方振興局県税部		0242-29-5235
南会津地方振興局県税部		0241-62-5213
相双地方振興局県税部		0244-26-1123
いわき地方振興局県税部		0246-24-6024
保健福祉事務所		
県北保健福祉事務所	県北地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	024-534-4101
県中保健福祉事務所	県中地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-75-7800
県南保健福祉事務所	県南地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0248-22-5441
会津保健福祉事務所	会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0242-29-5503
南会津保健福祉事務所	南会津地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0241-63-0302
相双保健福祉事務所	相双地域の社会福祉、保健、医療、衛生に関する相談等	0244-26-1326
建設事務所		
県北建設事務所	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡の道 路・河川等の整備、維持管理	024-521-2529
保原土木事務所	【所管区域】伊達市、伊達郡（桑折町及び国見町に限る）	024-575-2151
二本松土木事務所	【所管区域】二本松市、本宮市、安達郡	0243-22-1151
県中建設事務所	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡の道 路・河川等の整備、維持管理	024-935-1459
三春土木事務所	【所管区域】田村市、田村郡	0247-62-3151
須賀川土木事務所	【所管区域】須賀川市、岩瀬郡	0248-75-3196
石川土木事務所	【所管区域】石川郡	0247-26-2138
県南建設事務所	白河市、西白河郡、東白川郡の道路・河川等の整備、維持 管理	0248-23-1526
棚倉土木事務所	【所管区域】東白川郡	0247-33-3131
会津若松建設事務所	会津若松市、河沼郡、大沼郡の道路・河川等の整備、維持 管理	0242-29-5444
宮下土木事務所	【所管区域】河沼郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町、 同郡昭和村	0241-52-2311
喜多方建設事務所	喜多方市、耶麻郡の道路・河川等の整備、維持管理	0241-24-5720
猪苗代土木事務所	【所管区域】耶麻郡猪苗代町、同郡磐梯町、同郡北塩原村 大字檜原	0242-62-3102
南会津建設事務所	南会津郡の道路・河川等の整備、維持管理	0241-62-5321
山口土木事務所	【所管区域】南会津郡（旧田島町及び下郷町を除く）	0241-72-2234
相双建設事務所	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡の道路・河川等の整 備、維持管理	0244-26-1221
富岡土木事務所	【所管区域】双葉郡	0240-23-5558
いわき建設事務所	いわき市の道路・河川等の整備、維持管理	0246-24-6122
勿来土木事務所	【所管区域】いわき市のうち植田町、遠野町、田人町等	0246-63-2132